

工第 641 号
令和 6 (2024) 年 9 月 9 日

各関係団体の長 様

栃木県産業労働観光部工業振興課長

「価格交渉促進月間（2024 年 9 月）」の実施に係る周知について（依頼）

本県の産業労働行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、政府では、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、毎年 9 月と 3 月を「価格交渉促進月間」に位置づけています。その中で、9 月は下期の価格改定時期を迎える企業も多く、賃上げ原資の確保に向けて、価格交渉・価格転嫁にとって極めて重要な時期であるとして、発注企業・受注企業に対し、サプライチェーン全体での積極的な価格交渉・価格転嫁を行うことを呼びかけているところです。

つきましては、県において、企業向けの啓発リーフレットを作成しましたので、貴団体会員等に配布いただくとともに、本月間の取組について、広く周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、サプライチェーン全体の付加価値向上と、大企業と中小企業の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」について、重ねて周知をお願い申し上げます。

送付物

- 1 価格交渉促進月間（2024 年 9 月）に係るリーフレット
- 2 価格交渉促進月間ポスター（中小企業庁）

参考ホームページ

- 1 適切な価格転嫁の実現に向けた支援情報等について（県ホームページ）
https://www.pref.tochigi.lg.jp//f02/kakakutenka/r5_torikumi.html
- 2 価格交渉促進月間について（中小企業庁ホームページ）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>
- 3 パートナーシップ構築宣言
<https://www.biz-partnership.jp/>

※令和 6 (2024) 年 3 月に、パートナーシップ構築宣言のひな形が改正されておりますので、改正後の様式での宣言、宣言更新をお願い申し上げます。

産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当
TEL : 028-623-3198
MAIL:kougyou@pref.tochigi.lg.jp

毎年9月と3月は「価格交渉促進月間」です。中小企業の経営改善や賃上げの実現のためには、エネルギーコストや人件費の上昇分を適切に価格転嫁することが重要です。

「価格交渉促進月間」の機会に、受注企業、発注企業ともに、積極的な協議をお願いいたします

価格交渉にお困りの方へ

適正取引支援サイト【オンライン講習会】

下請法や価格交渉に関する講習会を、オンラインで受講できます(経産省・中企庁)

県よろず支援拠点【相談窓口(対面・オンライン等)】

価格転嫁サポート窓口において、価格交渉に関する基礎知識や原価計算の手法を学ぶことができます(産業振興センター内、県内14箇所のサテライト拠点有)

その他各種相談窓口や価格交渉のプロセス等の情報を[県HP](#)に掲載しております



県ホームページ



パートナーシップ構築宣言を 公表しませんか

【パートナーシップ構築宣言とは】

発注者の立場から、下請企業との望ましい取引慣行の遵守や、サプライチェーン全体の共存共栄を宣言するものです

【宣言をするメリット】

- ・適正取引化への取組をPRすることができます
- ・県や国の一部の補助金の審査で加点等の優遇措置が有ります

全国で5万社を超える企業が宣言しています！
持続可能なビジネスに向けて、ぜひご参加ください



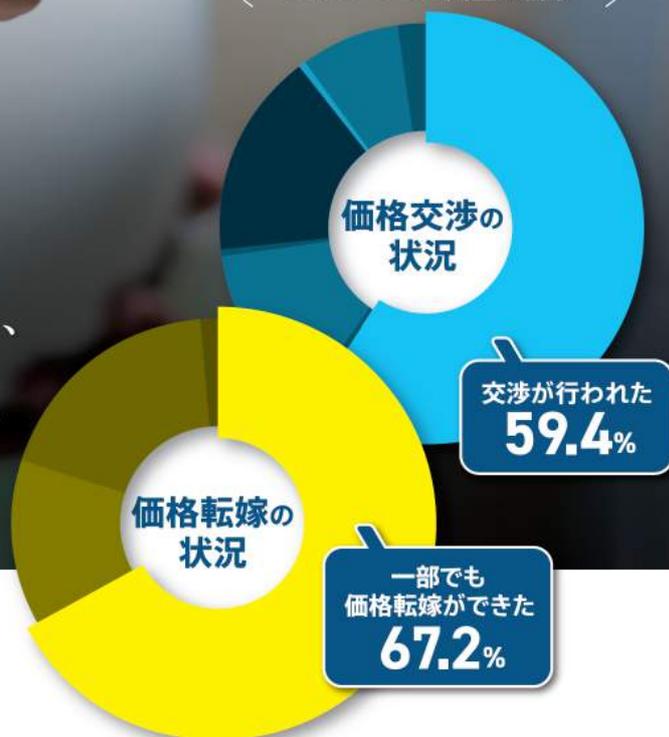
パートナーシップ構築
宣言ポータルサイト



価格転嫁を実現し、 サプライチェーン全体の 成長へ。

〔2024年3月価格交渉促進月間
フォローアップ調査の結果〕

発注側が受注側からの
価格交渉に応じるのはもちろんのこと、
発注側から自ら積極的に声がけし、
協議を行うことも重要です。



3月と9月は 価格交渉促進月間

中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が受け付けます。

下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 平日 9:00~12:00
13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)



中小企業庁 取引課 TEL:03-3501-1669